

退職後の医療保険（健康保険）制度について

1 退職時の留意点

公立学校共済組合員の方は、退職と同時に現在の資格を喪失し、被扶養者についても同時に資格を喪失します。そのため、退職後に新たな医療保険制度に加入する必要があります。

* 資格喪失後の組合員証（被扶養者証）の誤使用を防ぐために、退職後は速やかに組合員証（被扶養者証）を返納してください。

2 退職後に加入可能な保険制度

（１）再任用（再就職）先で加入する医療保険制度

ア フルタイム再任用職員となる場合

『公立学校共済組合に再加入』

再任用先の所属所で手続きを行います。短期給付（医療保険）や掛金の払込方法等は退職前と同様です。

* 新たに職員番号が付けられるため、組合員証番号も変更となります。

イ 再任用短時間勤務職員（週29時間勤務）や中小民間企業に再就職した場合

『全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）』に加入

新たな勤務先で加入の手続きをしてください。

ただし、週19時間15分の再任用職員は加入できません。

また、公立学校関係の所属や県・市町村教育委員会関係の所属で非常勤職員等の再雇用をされた場合は、雇用条件によっては協会けんぽに加入することになります。加入できるか否かは再雇用先に確認してください。

ウ 大手民間企業に再就職する場合

大手企業が独自に設立している『組合管掌健康保険』に加入
再就職先で加入の手続きをしてください。

エ 市町村教育委員会、市町村・知事部局、国、国立大学法人、私立学校等で常勤職員として再雇用となった場合（公立学校共済組合を除く）

『該当する共済組合』に加入

この場合、再雇用先で加入の手続きをしてください。

（２）自分自身で加入する医療保険制度

ア 公立学校共済組合任意継続組合員

退職後に最長2年間、公立学校共済組合員として任意に組合員資格を継続する場合の保険制度です。

* 掛金（保険料）は退職時の標準報酬月額又は平均標準報酬月額が算定基礎額となります。また、被扶養者分の掛金の加算はありません。

イ 国民健康保険

退職者や自営業者など、職場の健康保険に加入できない方が対象です。市区町村の役所で手続を行ないます。その際、公立学校共済組合の資格喪失証明書が必要となる場合があります。

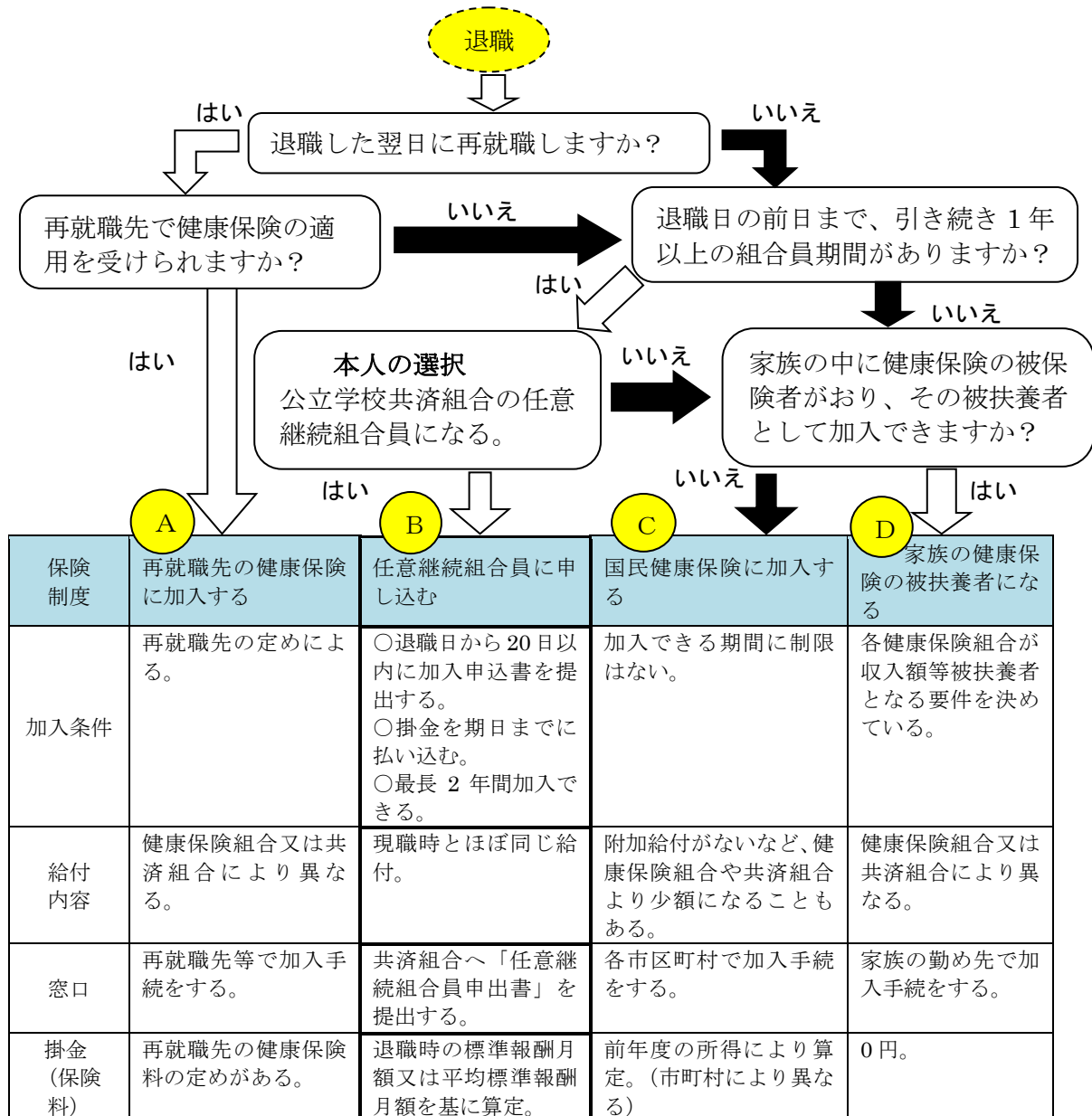
* 掛金（保険料若しくは保険税）は市町村民税額が算定基礎額となります。

また、被扶養者という考え方がないため、退職まで公立学校共済組合で被扶養者であった方にも被保険者として掛金（保険料若しくは保険税）が発生します。

ウ 家族の健康保険の被扶養者として認定を受ける

家族の勤め先で必要な手続をします。その際、認定に必要な書類（退職辞令の写し・公立学校共済組合の資格喪失証明書等）を求められる場合があります。

* 家族が加入している各健康保険組合の定める給付内容と被扶養者の認定基準を予め調べておく必要があります。



Aは強制加入になり、B～Dはそれぞれの要件を満たしている場合に選択できます。

3 任意継続組合員制度

この制度は、退職日までの組合員期間が1年と1日以上あった方が、任意継続組合員となることを申し出た場合、退職後2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受け、一部を除いた福祉事業を利用することができる制度です。

(1) 書類の提出と任意継続組合員証（任意継続被扶養者証）の交付について

ア 提出書類

退職（予定）時の所属所長を経由して、「任意継続組合員申出書」を給付グループに提出してください。

通知が所属所に到着後、退職前でも「任意継続組合員申出書」は受理いたします。

イ 申出期日

平成31年4月19日（金）必着

ウ 掛金の納付

掛金の振込依頼書を自宅に郵送しますので、期日までに払込みをしてください。

エ 任意継続組合員証（任意継続被扶養者証）の交付

掛金の入金確認後に、自宅に送付します。

* 詳しくは、「5 平成31年3月31日までに任意継続組合員証を受領したい場合の事務の流れ」を参照してください。

(2) 組合員期間

退職日の翌日から起算して、最長2年間です。

（申出により、資格喪失することが可能です。資格喪失日は原則、給付グループが資格喪失申出書を受領した日の翌月の1日となります。ただし、再就職先で健康保険に加入した場合はこの限りではありません。）

(3) 給付等の範囲

ア 退職前とほぼ同様の短期給付（医療給付等）を受けることができます。

ただし、以下の給付は受けられません。（詳しくは、「4 任意継続組合員短期給付一覧表」を参照してください。）

〈受けられない給付〉

・傷病手当金（*）	・傷病手当金附加金	・出産手当金（*）
・休業手当金	・育児休業手当金	・介護休業手当金

* 任意継続組合員の加入の有無に関係せず、傷病手当金と出産手当金については、退職前に請求事由が発生し、勤務できない状況が継続している場合に限り、退職後から請求することで支給を受けることができます。

また、現在支給を受けている方も継続して支給を受けることができます。

イ 特定健康診査等を実施しています。（40 歳以上 75 歳未満の任意継続組合員と被扶養者の方）

ウ レクリエーションガイドの配布や人間ドック事業の対象とはなりません。

エ ベネフィット・ステーションの利用はできません。

（４） 給付金の支給方法

「任意継続組合員申出書」に記載された銀行の指定口座に振り込みます。

（５） 被扶養者の認定（扶養する）及び取消し（扶養を外す）

ア 認定

在職中の被扶養者を継続して認定する場合は、「任意継続組合員申出書」の被扶養者登録欄に該当者の氏名を記載してください。（記載されていない場合は継続することができません。）

また、新たに被扶養者の認定が必要な場合は、給付グループに連絡してください。（任意継続組合員資格取得後の手続となります。）

被扶養者の収入が年額 130 万円（恒常的な収入の月額が 108,334 円）以上ある場合は認定できません。（60 歳以上で公的年金を受給する被扶養者は年額 180 万円（恒常的な収入の月額が 150,000 円）以上の場合）

イ 取消し

就職や収入超過、死亡などで、取消事由が発生した場合は、「任意継続組合員被扶養者資格喪失申出書」に必要な書類を添えて給付グループに送付してください。（任意継続組合員被扶養者証は返納してください。）

（６） 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。
また、資格喪失後の再加入はできません。

ア 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。

イ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき。

ウ 他の健康保険の被保険者となったとき。
（退職後、間を空けて再就職し、再就職先で健康保険に加入できる場合も含む。）

エ 死亡したとき。

オ 任意継続組合員でなくなることを申し出たとき。

（国民健康保険に加入する場合や家族の被扶養者となる場合等）

＊ ウ～オに該当する場合は、所定の用紙により資格喪失の申出が必要となります。なお、エの場合は、家族の方が申出をしてください。

（７） 掛金（保険料）

任意継続掛金には、短期掛金と介護掛金（介護保険第2号保険者：40 歳

以上 65 歳未満の方) があります。

掛金は任意継続掛金の基礎となる額に掛金率を乗じて得た額が月額
の掛金額となります。また、掛金は、在職中に事業主が負担していた分
を本人が負担するため、在職中と比較するとほぼ 2 倍になります。

任意継続組合員が資格を喪失し、喪失した日の属する月以後の
任意継続掛金が払い込まれている場合は、当該任意継続掛金を還付
します。ただし、加入した日の属する月に資格を喪失した場合は、
加入月の掛金 (1 か月分) は徴収します。

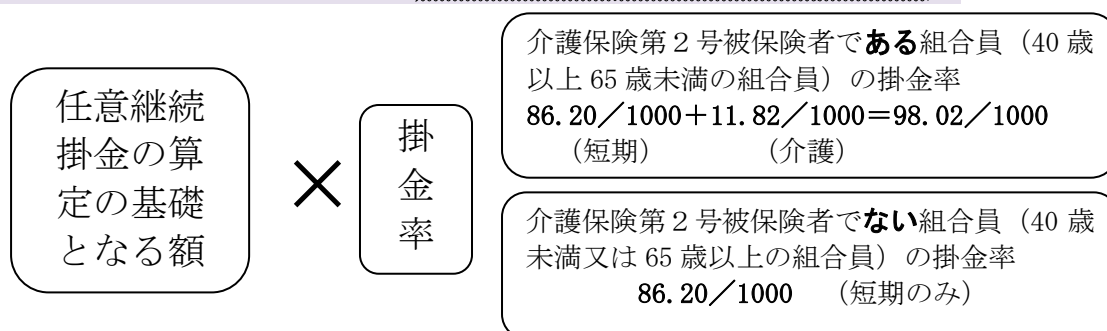
ア 算定方法

任意継続掛金の算定の基礎となる額は、①か②のいずれか少ない額
を標準とし、掛金率を乗じて算定します。

① 退職時の標準報酬月額

② 平均標準報酬月額 410,000 円 (平成 30 年 10 月現在)

1 か月分の掛金の計算方法 (掛金率: 平成 30 年 10 月現在のもの)



【任意継続掛金の算定例】

平均標準報酬月額が任意継続掛金の算定の基礎額となる方で、その方が介護
保険第 2 号被保険者の場合の 1 か月の掛金額

(短期) 410,000 円 $\times 86.20/1000$ = 35,342 円 (円未満切捨て)

(介護) 410,000 円 $\times 11.82/1000$ = 4,846 円 (円未満切捨て)

合計 40,188 円

イ 掛金の払込みと払込期日

・ 前納払 (割引あり)

6 か月分又は 12 か月分を振込依頼書により払込み

・ 毎月払 (割引なし)

口座登録による自動振替

・ 払込期日

資格取得時の月以外の掛金は前払 (自動振替による払込みの場合も
該当月の前月に自動振替をします。)

* 掛金が払込期日までに払い込まなかった場合は、任意継続組合員資格
を取得することはできません。また、一旦取得した後でも、掛金が未納の

場合は資格を喪失します。（自動振替による毎月払の方で、口座登録をされなかった場合や口座の資金不足などにより振替不能になった場合も同様となります。）

なお、平成31年3月31日までに任意継続組合員証を受け取りたい方は、「5 平成31年3月31日までに任意継続組合員証を受領したい場合の事務の流れ」を参照してください。

ウ 掛金払込証明書の発行

その年に払い込まれた「任意継続組合員掛金払込証明書」を翌年1月中旬に自宅に発送します。

ただし、年末調整等で「任意継続組合員掛金払込証明書」を発送前に必要な場合は、給付グループあてに文書で依頼をしてください。

エ その他注意事項

任意継続掛金の平均標準報酬月額は、毎年見直しが行われ、毎年度末に公表されます。

また、資料に掲載している掛金率は平成30年10月現在のものです。

平成31年度の掛金率については、掛金決定通知書に同封する文書でお知らせします。

なお、任意継続組合員証の有効期限は2年間ですが、掛金については1年ごとの払込みとなります。

(参考)掛金の払込方法等比較表

払込方法	A 自動振替(みずほ銀行)	C 前納(6か月)	D 前納(12か月)
	B 自動振替(その他の金融機関)		
	毎月	6か月ごと	12か月ごと
	指定口座からの自動振替 A みずほ銀行 (手数料なし) B 他銀行 (手数料 1 回100円＋消費税)	「振込依頼書」を使用して金融機関の窓口で一括前納払 (割引あり) ※ 指定口座からの引落としはできません	
銀行での手続	A・B 指定した銀行(支店)の窓口に、「預金口座振替依頼書」を提出してください。 ● 「預金口座振替依頼書」は「任意継続組合員申出書」を提出してから自宅に郵送します。 ● ゆうちょ銀行を御利用の方は、自動振替用の情報(店名と口座番号を振込用に変換した情報)を「預金口座振替依頼書」に記入 後、共済組合に送付してください。(詳しくは、ゆうちょ銀行の窓口で確認してください。)	● みずほ銀行の窓口での払込みであれば、払込手数料はかかりません。	
納付日	A ●みずほ銀行は毎月25日	平成31年 3 月29日 (金) あるいは神奈川支部の定める払込期日	
	B ●みずほ銀行以外の金融機関は毎月20日 前納払のため、翌月分が引落としされます。(20日、25日が土・日・祝日の場合は、翌営業日)	平成31年 3 月 1 日 (金) までに、「任意継続組合員申出書」を給付グループが受理できた組合員の方の掛金の割引率は最大となります。 平成31年 3 月 4 日 (月) 以後に受理した方は、割引率が若干下がります。(下の前納の割引についてを参照してください。)	
その他	※ 任意継続掛金の種類は2種類です。【短期掛金】【介護掛金】 (介護掛金は40歳～64歳の方のみ)		
	A・B ● 金融機関に「預金口座振替依頼書」を提出し、事務手続が完了するまでは、共済組合から送付する「振込依頼書」を使って、金融機関の窓口で払込みしていただきます。 B ● みずほ銀行以外の金融機関から口座振替を希望する場合は、指定した銀行(支店)の窓口での手続終了後、「預金口座振替依頼書」の2枚目を共済組合へ送付してください。	● 前納の割引について (平成30年10月現在の掛金率をもとに作成) (例) 平成30年度平均標準報酬月額 (410,000円) が任意継続掛金の算定の基礎となる場合 (介護掛金あり) (1) 3月31日までに納付した場合の年間の掛金額 (3月1日までに任意継続申出書を共済組合へ提出した方) [毎月払] 40,188円 (短期掛金＋介護掛金) ×12か月＝482,256円 [6か月前納] 476,778円(毎月払より 5,478円お得) [12か月前納] 472,149円(毎月払より10,107円お得) (2) 4月1日以降に納付した場合の年間の掛金額 (3月4日以降に任意継続申出書を共済組合へ提出した方) [毎月払] 40,188円×12か月＝482,256円 [6か月前納] 477,559円((1)の毎月払より4,697円お得) [12か月前納] 473,694円((1)の毎月払より8,562円お得)	

4 任意継続組合員 短期給付一覧表

Ⅲ 任意継続組合員 短期給付一覧表

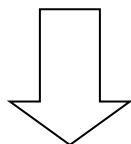
次の給付金については、請求手続きが必要になりますので、給付グループに請求してください。

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	必要書類等
本人の病 気や負傷	療 養 費	① やむをえない事情により任意継続組合員証を使用しないで医療機関で受診したとき	規定に基づき共済組合で算定した額の7割 〔義務教育就学前までは8割、70歳以上の現役並所得者以外は8割（昭和19年4月1日までに生まれた方は9割、70歳以上現役並所得者は7割）〕	● 療養費請求書 ・ 診療報酬明細書（レセプト） ・ 領収書の原本
		② 保険診療において、保険医が治療上必要であると認めたとき ● 関節用装具等治療用装具、小児弱視等治療用眼鏡 ● はり師・きゅう師の施術を受けることを同意した場合 ● あんま・マッサージ・指圧師の施術		★ 治療用装具等 ・ 装具証明書等 ・ 領収書（原本）（内訳書含む） ・ 医師の同意書 ★ はり師等 ・ 医師の同意書 ・ 療養費支給申請書 ・ 領収書（原本）
被扶養者の病 気や負傷	家族療養費	療養費と同じ		● 家族療養費請求書 ・ 添付書類は、療養費に同じ
移送	移 送 費 家族移送費	任意継続組合員又は被扶養者の病状が重篤で、収容された施設で治療困難なため、医師の指示により緊急に別の病院又は診療所に収容を要する場合等	健康保険法に規定する「算定の例」により算定した最も経済的な経路・方法により移送された場合の旅費により算定した額	● 移送費・家族移送費請求書 ・ 移送に要した費用の証明書等
出産	出 産 費 (同附加金)	任意継続組合員が出産したとき 出産のみでなく、妊娠85日以上で死産及び流産についても対象となります。	420,000円 (産科医療補償制度非加入の医療機関等で出産の場合は404,000円) 附加金 50,000円	● 出産費請求書 ・ 直接支払制度に関して医療機関等と契約した際の書面の写し ・ 医療機関等から発行される出産費用の内訳を記した領収・明細書の写し
	家族出産費 (同附加金)	被扶養者である家族が出産したとき 要件は出産費と同じ	420,000円 (産科医療補償制度非加入の医療機関等で出産の場合は404,000円) 附加金 50,000円	● 家族出産費請求書 (添付書類は出産費に同じ)
死亡	埋 葬 料 (同附加金)	任意継続組合員が死亡したとき	50,000円 附加金 25,000円	● 埋葬料請求書 ・ 遺族等に関する届出書 ・ 死体埋火葬許可書の写し ※ 被扶養者以外が請求する場合、埋葬に要した費用に関する証拠書類(葬儀領収書の原本等)
	家族埋葬料 (同附加金)	被扶養者が死亡したとき	50,000円 附加金 25,000円	● 家族埋葬料請求書 ・ 死体埋火葬許可書の写し
災害死亡	弔 慰 金	任意継続組合員が水震火災その他の非常災害によって死亡したとき	任意継続掛金の算定の基礎となる額1か月分の額	● 弔慰金請求書 ・ 災害状況報告書 ・ 市町村又は警察の事故証明書等
	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害によって死亡したとき	任意継続掛金の算定の基礎となる額1か月分額の7割	● 家族弔慰金請求書 ・ 弔慰金に同じ
	災害見舞金	非常災害により任意継続組合員及び被扶養者の住宅や家財に損害を受けたとき ※ 災害の程度により給付されない場合もありますので、現地調査が必要となります。 事由が発生した場合は、直ちに給付グループに電話連絡してください。	損害の程度により任意継続掛金の算定の基礎となる額に3か月分～0.5か月分を乗じた額	● 災害見舞金請求書 ・ 災害状況報告書 ・ 市町村又は消防署長の「り災証明書」 その他必要書類

* 受けられない給付は傷病手当金、傷病手当金附加金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当です。ただし、傷病手当金、出産手当金は退職前に請求事由が発生している場合に限り、給付を受けることができます。

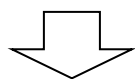
5 平成31年3月31日までに任意継続組合員証を受領したい場合の事務の流れ

「任意継続組合員申出書」に必要事項を記入して退職（予定）時の所属所長に提出する。（公印の押印が必要です）「任意継続組合員申出書」（様式第24号）



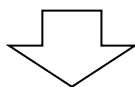
○再就職の勤務時間等が決定していない方、迷っている方は、取りあえず申込みを行ってください。

所属所を経由して、**3月1日（金）までに給付グループへ「任意継続組合員申出書」を送付（必着）**してください。（共済組合が受理する日が受付日です）。



共済組合から自宅に送付するもの（3月12日頃）

- ・掛金決定通知書
- ・振込依頼書（介護保険の被保険者ではない組合員は短期掛金分のみ）
- ・手続の御案内
- ・預金口座振替依頼書（掛金支払方法を自動振替で希望されている方のみ）



本人が行う手続 ※この手続は必ず行ってください。

金融機関の窓口で、振込依頼書を使用して3月20日（水）までに掛金を払い込む。

（3月20日までに払込みをされた方については、3月31日までに組合員証等を送付します。）

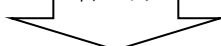
口座登録し毎月の**自動振替**を希望の方（申出書のA及びBを選択された方）

口座振替登録に要する期間分（4～5月分）の掛金を振込依頼書にて払込みをしてください。

6か月**前納**又は12か月**前納**を選択された方（申出書のC及びDを選択された方）

その全額を振込依頼書にて払込みをしてください。（金融機関で渡された領収書は年末調整等で利用できます。大切に保管してください。）

自動振替の方

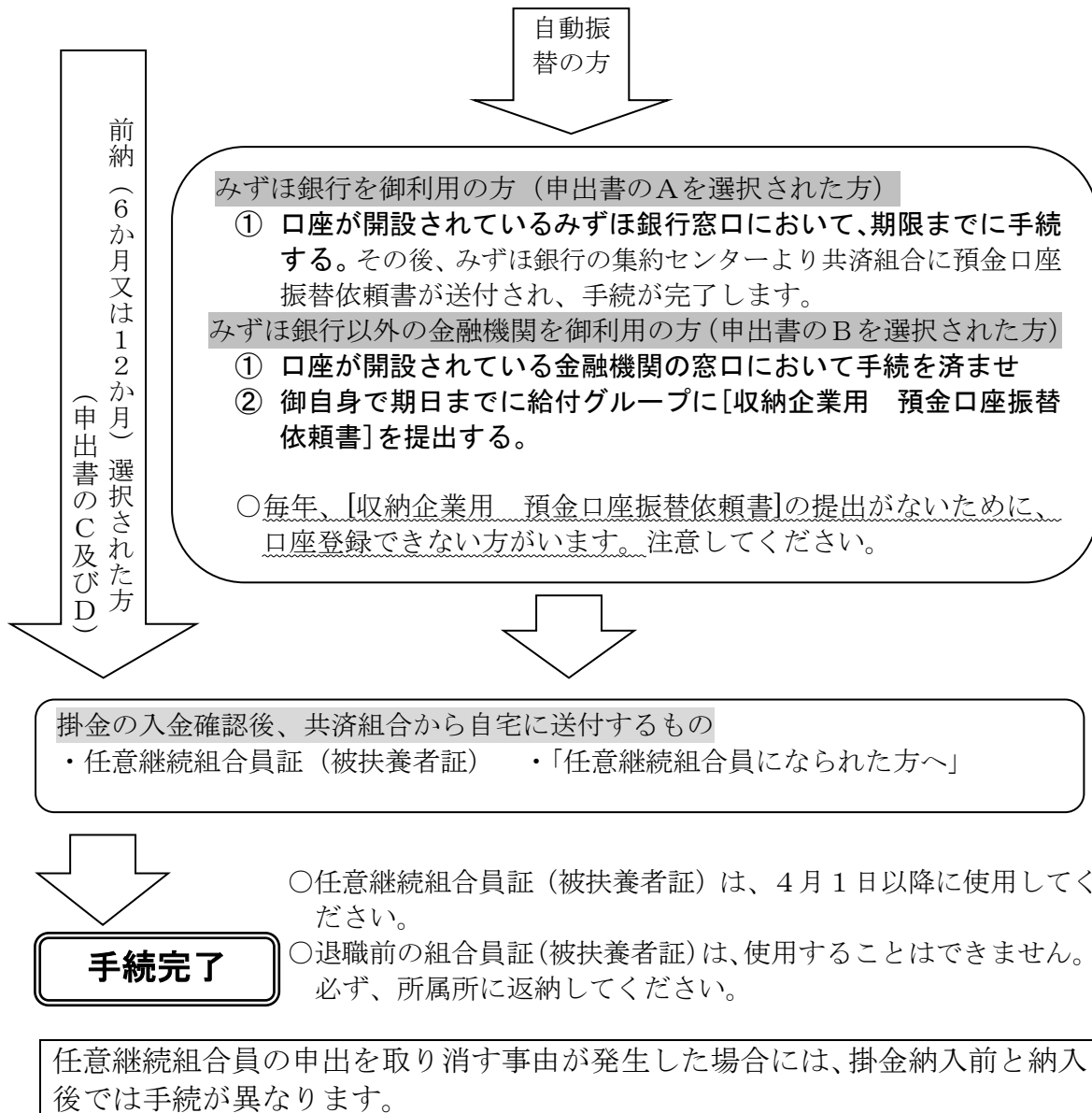


「任意継続組合員申出書」の掛金の払込方法が自動振替（「任意継続組合員申出書」の記載がA及びB）の方は、自動振替に必要な口座登録の手続を同封の「預金口座振替依頼書」により金融機関で必ず行ってください。

○組合員証（被扶養者証）は、入金確認後に、自宅に送付します。

前納を選択された方
（申出書のC及びD）





掛金納入前に、申出を取り消す事由が発生した場合

→「予定任意継続組合員申出取消申請書」を提出してください。

掛金納入後に、任意継続組合員の資格を取り消す事由が発生した場合

→任意継続組合員証（被扶養者証）を早急に返納するとともに、「任意継続資格喪失申出書」※の提出が必要です。（資格喪失日の確認のため、再任用などの辞令や新しい健康保険証等の写しの添付が必要です。）

※「任意継続資格喪失申出書」は、掛金納入後に送付します「任意継続組合員になられた方へ」という小冊子に添付します。

3月4日から4月1日までに申出書を提出した方

上記と同様の流れですが、掛金決定通知書等を4月1日以降受付順に送付することになりますので、組合員証等の受取も4月1日以降になります。（ただし、組合員証等の資格取得日は平成31年4月1日になります。）

任意継続組合員申出書

組合員証記号番号	公立神奈川		共済使用欄			
フリガナ			生年月日及び性別	昭和 年 月 日 男 女		
氏 名						
退職時の所属所			所属コード			
所属所電話番号	() -		退職年月日	平成 年 月 日		
退職後給付金口座	現職時と同じ ・ 変更する (どちらかを○で囲んでください。)					
給付金指定口座 (変更するに○をした方は、ご記入ください。また、掛金の払込方法を自動振替でご希望の方は、自動振替と同じ口座になります。)	金融機関コード		支店コード		預金種別	口座番号(右詰めで記入)
	銀行		支店	普 通		
	フリガナ					
	口 座 名 義					
自 宅 住 所 電話番号	フリガナ					
	〒 TEL () -					
地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。 公立学校共済組合神奈川支部長殿 平成 年 月 日 申出者 印						
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成 年 月 日 所属所長 職 名 氏 名 職印						
掛金払込方法 (A～Dの1つを選び○で囲んでください。用紙提出後の変更はできません。)				被扶養者登録欄		
A 自動振替(毎月)	●「預金口座振替依頼書」をみずほ銀行に提出する。			現在、認定されている被扶養者で、任意継続も認定する被扶養者名を記入してください。 		
B 自動振替(毎月)	●「預金口座振替依頼書」を他銀行(みずほ銀行以外)に提出する。なお、毎回100円(+消費税)の手数料がかかります。 登録予定金融機関名 () 銀行・信用金庫・信用組合・協同組合					
C 前納【6か月】	「振込依頼書」を使用して、金融機関の窓口から振り込んでください。(みずほ銀行から振り込む場合は、手数料がかかります)					
D 前納【12か月】						
転居予定記入欄	郵便番号 - 住所 電話番号 - -					

※平成30年度末で退職される方の提出期限は、平成31年4月19日です。（共済組合給付グループ必着）

所属所受付日（組合員が所属所に提出した日）

--

（共済欄）

受 付	入 力 済	送 付 済

任意継続組合員申出書

組合員証記号番号	公立神奈川	△△△△△△	共済使用欄	
フリガナ	キョウサイ タロウ	生年月日及び性別	昭和32年10月20日 男 女	
氏名	共済 太郎	所属コード	△△△△	
退職時の所属所	県立横浜共済高等学校	退職年月日	平成31年3月31日	
退職後給付金口座	現職時と同じ ・変更する (どちらかを○で囲んでください。)			
給付金指定口座 (変更するに○をした方は、ご記入ください。また、掛金の払込方法を自動振替でご希望の方は、自動振替と同じ口座になります。)	金融機関コード		支店コード	
	銀行		支店	預金種別
	フリガナ		普通	
	口座名義			
自宅住所電話番号	フリガナ 〒△△△△△△△△ 神奈川県〇〇市●●区▲▲町▽▽▽▽ Tel (〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)			
地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。 公立学校共済組合神奈川支部長殿 平成31年〇月〇〇日 申出者 共済 太郎				
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成31年〇月〇〇日 職名 県立横浜共済高等学校長 氏名 神奈川 一郎				
掛金払込方法 (A~Dの1つを選び○で囲んでください。用紙提出後の変更はできません。)			被扶養者登録欄	
A 自動振替(毎月)	●「預金口座振替依頼書」をみずほ銀行に提出する。		現在、認定されている被扶養者で、任意継続も認定する被扶養者名を記入してください。 共済 花子 記入忘れのないように、ご注意ください。(記入の無い場合、継続して認定することはできません。)	
B 自動振替(毎月)	●「預金口座振替依頼書」を他銀行(みずほ銀行以外)に提出する。なお、毎回100円(+消費税)の手数料がかかります。 登録予定金融機関名 () 銀行・信用金庫・信用組合・協同組合			
C 前納【6か月】	「振込依頼書」を使用して、金融機関の窓口から振り込んでください。(みずほ銀行から振り込む場合は、手数料がかかります)			
D 前納【12か月】				
転居予定記入欄	郵便番号() 住所 電話番号 - -			

※平成30年度末で退職される方の提出期限は、平成31年4月19日です。(共済組合給付グループ必着)

所属所受付日(組合員が所属所に提出)

(共済欄)

	受付	入力済	送付済

転居予定のある方はご記入ください。(証の発送先の登録です。)資格取得後の変更は、記載事項等変更申告書で登録を行ってください。

予定任意継続組合員 申出取消申請書

(この申請書は任意継続組合員申出書提出後、掛金納入前に申し出を取り消す事由が発生した場合に、共済組合へ提出してください。)

組合員証番号	
退職年月日	平成 年 月 日
氏 名	
住 所	〒 ー
自宅電話番号	ー ー
任意継続組合員の申し出を取り消す事由 (該当項目に丸印を付け、必要事項を記入してください。)	
1 退職に続けて、常勤再任用として勤務することとなった。 勤務することとなった所属所 () 所属所電話番号 (ー ー)	
2 退職に続けて再就職し、他の健康保険の被保険者となった。	
3 その他 (申し出を取り消す理由をお書きください。)	
()	

上記のとおり、申し出を取り消します。

平成 年 月 日 氏名